

速報！さくらユウワ通信

令和6年分年末調整の変更点について ～定額減税を含む主要ポイント～

令和6年分の年末調整には、定額減税を中心にいくつかの変更があり、従業員や経理担当者にとって重要な見直しが加えられました。FAX NEWS 544号でも年末調整の調整給付に関する変更点をご紹介しましたが、今回は、令和6年に導入された定額減税を含む変更点について網羅的にご紹介します。

定額減税とは？

令和6年6月から導入された定額減税は、年間で所得税3万円、住民税1万円、合計**4万円**の減税が適用されるものです。さらに、扶養親族がいる場合には1人あたり所得税**3万円**が加算されます。たとえば、扶養親族が2人いる場合、本人分と合わせて計9万円が所得税から控除されることとなります。対象者は、年末調整時に申告書で扶養親族の人数などを正確に記載する必要があります。

年末調整における変更点

1. 基礎控除申告書の記載欄追加

令和6年分の年末調整では、「給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書」に**定額減税の申告欄が追加されました**。年末調整を行う際、対象者はこの申告書で定額減税の適用を申告します。基礎控除や配偶者控除の情報と合わせて、申告内容に間違いがないよう確認することが重要です。

2. 扶養控除申告書の提出簡略化

令和7年分以降、前年の扶養控除申告書の内容に変更がない場合は、新たに書類を提出する代わりに「**変更なし**」と記載するだけで提出できるようになります。これにより、毎年の申告書の再提出が不要となり、記入手間が大幅に削減されます。

3. 保険料控除申告書の簡素化

令和6年分の保険料控除申告書の記載項目が一部削除され、記入がより簡単になりました。具体的には、生命保険や地震保険、社会保険料控除に関する**続柄の記載欄が不要**になり、負担が軽減されています。

4. 源泉徴収票の摘要欄の追加

令和6年分の年末調整で定額減税が適用された場合、「**給与所得の源泉徴収票**」の摘要欄に**定額減税の適用があったことを記載する必要があります**。この情報が源泉徴収票に反映されることで、適切な税額調整がされていることを確認でき、従業員が年末調整の控除を把握しやすくなります。

まとめ

令和6年分の年末調整には、定額減税の導入に伴う手続きの追加や書類の変更がありました。給与所得者にとっては、控除を漏れなく受けるためにも、申告書の提出と計算方法に注意することが重要です。適用対象者は計算シートなどを活用して、効率的に年末調整を進めましょう。

ご不明点がありましたら、担当者までお気軽にお問い合わせください。

【河野】